

みやぎ型管理運営方式  
実施方針（素案）から実施方針（案）への  
追加事項及び修正点の概要

令和元年10月

本資料は、令和元年10月時点の実施方針（案）の概要を示すものであり、今後変更される可能性があります。

1. パブリックコメントを踏まえた追加・修正
2. 市町村からの意見と対応
3. 民間事業者からの意見を踏まえた追加・修正
4. その他（追加検討事項）

# 1. パブリックコメントを踏まえた追加・修正

# 基本運営方針

(いただいた意見)

【基本運営方針】(1.1.4)

・運営権者が、公共サービスの安定性・信頼性を担保するとあるが、対象者は県民であるべきと考えますことから、「県民に対し」と追記してください。

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は、3事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行う。また、短期的視点に埋没せず長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、長期にわたる本事業の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

(素案)  
P2



・対象の明確化のため、以下を追記

1) 3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

運営権者は、3事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行う。また、短期的視点に埋没せず、長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、**県民、関係市町村及び工業用水使用者に対して**、長期にわたる本事業の公共サービスの安定性・信頼性を担保する。

(案)  
P2

# 物価の変動

(いただいた意見)

## 【運営権者収受額の臨時改定】(1.1.15)

・「実施契約に定める物価に係る指標として、直近の運営権収受額の定期改定時に適用する物価水準・・・が一定割合・・・を超えて変動し」の誤りではないか。

### 1.1.14 運営権者収受額の定期改定

#### 2) 物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、次期料金期間に適用する物価水準が、実施契約締結時に適用する物価水準から変動する場合、県及び運営権者は、実施契約に定める算定方法に基づき、次期料金期間に適用される月次運営権者収受額の改定を行う。

### 1.1.15 運営権者収受額の臨時改定

#### 2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標が、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準と比較して一定割合を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。



・ 臨時改定の記載を、定期改定の記載に合わせる

### 1.1.15 運営権者収受額の臨時改定

#### 2) 著しい物価の変動

実施契約に定める物価に係る指標について、**当月に適用する物価水準が**、直近の運営権者収受額の定期改定時に適用する物価水準と比較して一定割合を超えて変動し、さらに継続的に義務事業及び附帯事業に係る運営権者の負担が増減することが予想される場合、運営権者収受額の臨時改定を行う。

(素案)  
P19

(案)  
P20

# 民間事業者の募集及び選定

## 【いただいた意見】

- ・コンソーシアム構成員の条件を示して欲しい。

## 【応募者の参加資格要件】（2.4）

- ・コンソーシアム構成員の条件を明確化

※「4. その他（追加検討事項）」に記載（本資料18・19ページのとおり。）

# モニタリング結果の公表

(いただいた意見)

【実施状況のモニタリング】(3.4)

・モニタリング結果については、毎年公表して欲しい。

## 3.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び(仮称)経営審査委員会によるモニタリングを行う。

(素案)  
P32



・モニタリング結果の公開について明記

## 3.4 実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリング及び(仮称)経営審査委員会によるモニタリングを行う。**また、モニタリングの結果については、毎年度、県のホームページにおいて公開するものとする。**

(案)  
P39

## 2. 市町村からの意見と対応



## 意見内容

### 【いただいた意見】

- ・水質の安全とモニタリングが重要
- ・モニタリング等のチェック機能に十分留意願う
- ・災害時の対応マニュアルの作成が重要
- ・下記項目の具体的な内容を早期に情報提供いただきたい
  - ①県の事業者チェック機能（モニタリングの具体的な内容や頻度 等）
  - ②大規模災害への備え（災害時の対応フローや体制，災害対応訓練 等）
  - ③民間事業者撤退リスクへの対応（経営状況の把握・事業引継 等）
  - ④コスト削減・負担金への反映（具体のコスト削減額 等）



「要求水準書」や「モニタリング基本計画書」へ反映できるよう検討を進めるとともに、具体的な内容について、検討の進捗に合わせて情報提供していく。

### 3. 民間事業者からの意見を踏まえた追加・修正

# 税制変更時の対応

(いただいた意見)

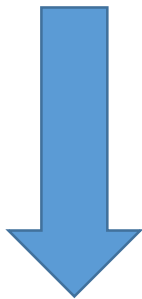
## 【税制変更時の対応】(1.1.14)

・運営権者収受額の定期改定に関し、運営権者収受額の構成要素であるコ) 公租公課の改定につきましては、特定法令等変更該当するか否かを問わず、「3) 法令等又は県条例若しくは県の計画変更」として改定がなされる理解でよろしいでしょうか。

(素案)  
P18

### 3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。



以下により、税制変更に基づく運営権者収受額の改定を行うことを明確に示した。

- ・税制変更は運営権者がコントロールできるものではない
- ・税金は料金に含まれるものである
- ・運営権者のリスク低減により、運営権者収受額の低下が見込まれる

(案)  
P19

### 3) 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し、次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は運営権者収受額の定期改定を行う。

**また、税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合、県及び運営権者は、運営権者収受額の定期改定を行う。**

# 契約解除時の運営権対価の返還

(いただいた意見)

【契約解除時の運営権対価の返還】(6.1.1 6.1.4)

・運営権者事由解除における解除後の措置において、他解除事由でもある通り、「県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。」を適用することをご検討頂けないでしょうか。

## 6.1.1 運営権者事由解除

### 2) 解除後の措置

県は運営権を取り消す。

運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

(素案)  
P41



・明確化のため、以下を追記

### 2) 解除後の措置

県は運営権を取り消す。

**県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。**

運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金**(契約解除の原因となった事由により県に生じた損害が当該金額を超えるときは、その金額)**を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

(案)  
P48

## 運営権対象設定施設外からの汚泥の受入及び処理

(いただいた意見)

【関連業務】(1.1.8)

・石巻浄化センターおよび石巻東部浄化センターの汚泥量は、事業者で調整することはできません。汚泥受け入れ量は、提示されるものと考えます。また、汚泥受け入れ量は、処理費に影響することから、発生予測量が実際と異なる場合には、補正処理が行われるものと考えます。

1) 義務事業

③ 運営権対象設定施設における維持管理及び改築に係る業務

C) 流域下水道事業

a) 維持管理業務

ア) 運転管理業務

・石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理



・別途県が費用を支払うため、関連業務に変更

1) 義務事業

**⑥ 関連業務**

C) 流域下水道事業

・**県の要請に応じた**石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理

(素案)  
P10

(案)  
P11

## (任意事業) 市町村等の水道事業及び下水道事業

(いただいた意見)

### 【任意事業】(1.1.8)

・運営権者が受託可能とされる市町村業務は水道及び下水道事業に関する業務としておりますが、類似事業(集落排水事業、浄化槽等)に関する業務を含めてもらいたいと考えます。

### 3) 任意事業

#### ② 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

(素案)  
P11



・ 県内市町村等の水道事業及び下水道事業の**類似事業の業務を追加**  
(例 農業集落排水事業)

#### ② 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合が事業主体である水道事業、下水道事業**並びに水道事業及び下水道事業の類似事業**に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

(案)  
P12

## 4. その他（追加検討事項）

# 関連業務

---

## 【関連業務】（1.1.8）

- 水道用水供給事業における**水質計測機器の保守点検・修繕・改築業務を追加**  
（本事業開始までに県が水質計測機器を設置の上、水質検査を実施。運営権者が水質計測機器の保守点検・修繕・改築を実施）



# 残存価値相当額の支払い

## 【残存価値相当額の支払い】（1.1.9）

- 残存価値相当額の支払いにおける上限額は設定しない

### 1.1.9 事業期間

#### 2) 本事業期間終了時の取扱い

#### ③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。また、県は、本事業期間終了時の残存価値相当額について上限額を設定することを検討している。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

(素案)  
P13



以下により、望ましくない改築を抑制することが可能なため上限を設定しないこととした。

- 運営権者収受額の上限を設定
- 改築計画書の確定には県の承認が必要

#### ③運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額

県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業において運営権者の支出した運営権設定対象施設の改築に係る費用について、本事業期間終了時の残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

なお、残存価値相当額の支払方法等については実施契約書（案）に示す。

(案)  
P14

# 事業者選定

## 【審査の方法】（2.3.2）

- 第一次審査は、資格審査のみ。審査項目は**上下水道事業の実績と資本金額**。
- 第二次審査は、提案審査。**提案書**の内容及び**プレゼンテーション**の内容を受け、委員会が審査を行う。

## 【実績要件】（2.4.3） **運営権者による適正な運転管理を確保するため**

- 応募企業及びコンソーシアム構成員のいずれかが、以下の要件を満たす必要がある。

### ■水道事業

処理能力日量**2.5万立法メートル以上**（大臣認可：現在と同様）の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して**3年以上**（確実な運営を求めため複数年の実績：現在は無し）有していること。

### ■下水道事業

処理能力日量**10万立法メートル以上**（対象処理場の規模：現在と同様）の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の維持管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して**3年以上**（確実な運営を求めため複数年の実績：現在は2年）有していること。

※海外実績については、**検討中**

## 【代表企業に求める要件】（2.4.4）

- **資本金額の下限**を定める予定。 **事業の継続性を確保するため**

# 事業者選定

## 【応募者の構成】（2.4.1）

- 応募企業及びコンソーシアム構成員の**脱落は原則認めない**。
- コンソーシアム構成員の追加は、第二次審査書類の提出前であって、参加資格要件を満たした場合に限り認める。
- コンソーシアム構成員を変更（脱落を含む。）せざるを得ない場合は県と協議し、県が認めた場合に限り変更できる。（例 コンソーシアム構成員が指名停止となった場合）

## 【応募者の重複登録等の禁止】（2.4.1）

- 同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。
- 第一次審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した者が、他のコンソーシアム構成員となることは認めない。

## 【参加資格】（2.4.2）

- 会社法第2条第2号※に規定する**外国会社に該当しないこと**。

※外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

親会社との協議が必要となった場合の措置

# 事業者選定

---

## 【競争的対話の実施】（2.3.5）

- 第一次審査から第二次審査の間に、競争的対話を実施する。競争的対話の内容は以下のとおり。

- ①現場確認及び資料閲覧
- ②応募者と県及び関係事業者との間での意見交換
- ③県による実施契約書（案）、要求水準書（案）等の調整